

令和 8 年度 採用

加古川市教育委員会

会計年度任用職員

(用務員)

採用候補者名簿登録試験

募集要項

令和 7 年 12 月
受 驗 案 内

試 驗 日 令和 8 年 2 月 8 日 (日)

申込受付期間 令和 7 年 12 月 25 日 (木) ~ 令和 8 年 1 月 19 日 (月)
(土・日・祝を除く)

※郵送の場合は、1月 18 日 (日) 消印有効

申込受付場所 加古川市役所 新館 8 階 教育総務課

加古川市教育委員会 教育総務課

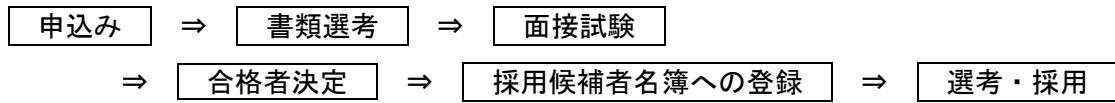
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

TEL (079) 427 - 9019 (直通)

1 制度概要

地方公務員法第22条の2第1項に基づき採用される会計年度任用職員（用務員）（以下、用務員）のうち、長期勤務（6ヶ月を超える勤務）が見込まれる職に採用される用務員については、採用候補者名簿登録試験を実施し、合格者を採用候補者名簿に登録した上で、登録者の中から採用者を選考します。

（1）採用までの流れ



※ 書類選考を実施した上で面接試験の受験者を決定します。

（2）名簿登録期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

- 注1）用務員の採用が必要な時期に名簿登録者の中から職務内容、勤務条件等を勘案して採用者を決定しますので、名簿登録がされた場合でも必ず採用となるわけではありません。また、採用された場合も、必ず長期勤務となるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。
- 注2）提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、採用後に不正等が発覚した場合には、名簿登録を取り消します。

2 応募資格

自動車等により、市内の学校に通勤ができる人

[年齢] 不問

[欠格要件] 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当する人は応募できません。

※ 令和7年度加古川市教育委員会会計年度任用職員（用務員）採用候補者名簿に登録済みの人についても、令和8年度加古川市教育委員会会計年度任用職員（用務員）採用候補者名簿への登録を希望する場合は、申込みの必要があります。

3 受付期間・申込方法

[受付期間] 令和7年12月25日（木）～令和8年1月19日（月）

[提出書類] 「加古川市教育委員会会計年度任用職員（用務員）採用候補者名簿登録試験申込書」
(必要事項を記入し、写真を貼付してください。)

[提出先] 加古川市教育委員会 教育総務課（加古川市役所 新館8階）

平日の午前9時～午後5時に提出してください。

郵送の場合 [送付先] 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

加古川市教育委員会 教育総務課 【1月18日（日）消印有効】

4 試験概要

（1）対象者について

書類選考の結果、面接試験の対象となる人には、令和8年1月下旬頃に受験票を郵送します。

※ 令和7年度加古川市教育委員会会計年度任用職員（用務員）採用候補者名簿に登録され、令和7年12月1日時点において勤務実績があり、勤務成績が良好な人は、面接試験が免除されることがあります。

なお、面接試験が免除される人には、受験票に代えて免除通知を郵送します。

（2）面接試験について

[試験日] 令和8年2月8日（日）受付時間等の詳細は受験票に記載します。

※ 試験日、試験時間の変更はできません。

[試験会場] 加古川市役所 新館8階（加古川市加古川町北在家 2000）

※ 駐車場は、立体駐車場たんようカーパークつつじ（有料）を利用してください。

（ただし、開場時刻は午前8時15分からです。）

[結果発表] 2月下旬に、受験者全員に郵送します。

5 業務内容

加古川市立学校における用務業務（主な業務は次のとおり）

- ・ 学校内の環境整備業務（清掃・塵芥処理・動植物の世話 等）
- ・ 湯茶の準備、来客等接待
- ・ 簡易な営繕業務
- ・ 物品等の買出し
- ・ 金融機関、官公署等への連絡業務
- ・ 職員の事務補助
- ・ その他校長等の指示する業務

6 勤務条件（年度当初から年度末までの採用の場合）

	用務員A (週5日×7H)	用務員B (週5日×6H)	用務員C (週4日×5.75H)
勤務場所	加古川市立の小学校、養護学校または義務教育学校		加古川市立の中学校 または義務教育学校
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで		令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※長期休業期間（春休み、夏休み、冬休み） は登校日や研修等がある場合のみ勤務日となります。
勤務日等	週5日勤務（月～金） ※ 行事等で、土日祝日に勤務していただく場合があります。		週4日勤務（原則として、火～金） ※ 行事等で、土日祝日に勤務していただく場合があります。
勤務時間	8:00～16:00 (うち1時間休憩) (1日7時間勤務)	8:00～15:00 (うち1時間休憩) (1日6時間勤務)	10:15～17:00 (うち1時間休憩) (1日5時間45分勤務)
休日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日		
報酬	時給：1,324円（予定）※ 地域手当を含む ※ 本市での勤務実績に応じて加算される場合があります。		
諸手当	通勤手当、期末・勤勉手当（年2回、年間最大4.65月分支給（条件あり））等 ※ 「加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例」の定めるところによる。 ※ 上記給与及び諸手当の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。		
年次休暇	年次有給休暇：任期・週の勤務日数に応じて付与（1年間に最大20日） ※ その他、忌引休暇等の特別休暇があります。		
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、 秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止) ※一定の要件を満たす場合は、兼業が可能ですが、本市と兼業先の勤務時間を合わせて、法定労働時間（1日8時間又は週40時間）を超える場合には原則認められません。 また、懲戒処分等の規定が適用されます。		
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険		
公務災害	労働者災害補償保険		

※ 上記報酬等の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。

※ 年度途中からの採用の場合、この限りではありません。

※ 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員（用務員）として正式採用となります。

※ 小学校及び養護学校には、用務員Aを各学校1名配置します。

中学校には、用務員B、用務員Cを各学校1名ずつ配置します。

義務教育学校には、用務員A、用務員B、用務員Cを1名ずつ配置します。

※ 自宅住所に関わらず、市内のどの学校へも勤務の可能性があります。